3 年延長保証規約

2013.3.1

当店をご利用いただいた際には延長保証サービス概要、当店保証規定、掲載事項をご覧になったか否かを問わず、それらの内容に同意したものとし、
当店規定内容を順守いただきます。

■3 年延長保証制度の内容■

保証対象商品が保証期間中に下記の 1～4 の事由により本体機能の使用に支障をきたす故障もしくは損傷が生じた場合、故障及び損傷発生前の状態に戻すための修理費用を保証限度額の範囲内で保証します。

また、下記の 4、5 に該当する事由で、商品が滅失した場合は全損扱いとして保証を行います。

1. 対象製品付属の取扱説明書、本体注意ラベルなどの注意書きに従った正常な使用状態で使用していたにも関わらず発生した故障(以下「自然故障」という)で、メーカー保証期間終了後に発生した故障。
2. 不測かつ突発的な事由による水濡れ。
3. 不測かつ突発的な事由による外部からの衝撃、及びそれに起因する落下。
4. ご登録の住所の家屋内での火災。

保証する修理費用は、修理工賃及び代替部品代等の修理に関わる費用です。交通費、出張費、設置費、取付工事費などは保証の対象外となります。

ただし、メーカーが指定する出張修理対象商品の場合でかつメーカーが遠隔地としている離島及び遠隔地以外の出張費用については保証の対象となります。

また、メーカー保証が受けられる場合はメーカー保証を優先とします。

■加入特典 ： 【初期不良対応期間の延長】■

加入者の方のみ保証対象商品の当店初期不良対応期間を通常 7 日間から 14 日間へ延長させていただきます。

※ 初期不良がメーカー保証対応となる商品については加入特権は対応しません。(当店保証規定に準じます。)

※ 下記「保証の請求者」の 1.※により対象商品が譲渡された場合には、当店の初期不良対応サービスの対象外商品とさせていただきます。

■保証の対象とならない費用(お客様のご負担となる主な費用)■

修理に関わる下記の費用につきましては保証の対象外となります。

1. 修理の依頼、実施に掛かる交通費、出張費(※)、設置費、取付工事費等の諸経費。

※ メーカーの出張修理対象商品に限り、出張費用が保証の対象となります。
但し、出張修理対象商品でも、メーカーが遠隔地としている離島及び遠隔地の出張料は保証対象外となります。
出張修理対象商品でも、修理の実施を伴わない出張料は、保証対象外となります。

2. 保証を受ける為に掛かる通信費、必要書類提出の為の送料。
3. データの破損、消失による損害、データの復元費用。
4. 修理期間中の代替機レンタル費用、機会損失等の修理費以外の費用。
5. 保証対象外の損害に掛かる費用。(後述の「保証の対象とならない商品」「保証が受けられない場合」をご参照下さい。)

■加入できる商品■

メーカー保証が 1 年間以上ある商品で当店が延長保証制度の対象商品と認めた商品とします。

■加入手続き■

延長保証サービスへのご加入は商品お買上げ時のみとなります。お買い上げ後の加入は承っておりません。

また法人様のご加入ができます。

※ 再販業者、再販予定、個人販売が目的のお客様はご加入できません。

※ 通常据え置きにて使用する商品を会社外で使用し、起こった損害に付きましては保証対象外となります。

■保証期間■

ご加入日から 3 年間後の応答日の前日までとします。

ご加入日とは、店頭でお申込の場合は対象商品購入日、通信販売でお申込の場合は対象商品発送日となります。

初期不良等でメーカー及び販売店より交換品が提供された場合でも、3 年延長保証の保証期間は変更されません。

3 年延長保証の保証期間内における保証回数に制限はありませんが、全損扱いとなった場合は当該保証をもって保証を終了します。

■保証限度額■

下記の表の通り、ご加入日からの経過期間によって保証限度金額を定めます。

保証期間	保証限度額	
	自然故障	破損等(自然故障以外)
ご加入日 ～1 年未満	(メーカー保証)	商品購入代金(税込)の 100%
1 年以上 ～2 年未満	商品購入代金(税込)の 100% *1	商品購入代金(税込)の 70%
2 年以上 ～3 年未満	商品購入代金(税込)の 100% *2	商品購入代金(税込)の 40%

*1 メーカー保証が 2 年間の商品はメーカー保証での対応となります。 *2 メーカー保証が 3 年間の商品はメーカー保証での対応となります。

■全損について■

自然故障、自然故障以外を問わず、全損の扱いになった場合には、保証限度金額の支払いをもって全ての保証を終了します。なお、この場合に延長保証の保証料金の返金は行いません。

自然故障において全損の扱いになった場合には、原則として保証限度額を上限として事務代行会社が指定する代替品（同機種または、同等品）の提供をもって修理サービスの代わりとさせていただきます。また、代替品の提供にあたり、加入者は事務代行会社に対して機種、品名、メーカーその他の指定を行うことはできないものとします。

その際に商品のスペックや付属品等に変更がある場合がございますが、ご希望に沿うことは出来かねますのでご了承ください。

破損等の自然故障以外において全損扱いになった場合には、一事故につき 3,000 円の免責金額を設けさせていただきます。上記「保証限度額」に従い、そこから 3,000 円を差し引いた金額をお客様ご指定の金融機関へ保証金をお振込みさせていただくことで、修理サービスの代わりとさせていただきます。

以下の場合には、保証対象商品を「全損」として取扱います。

1. ご登録の住所での火災により対象商品が物理的に滅失した場合。
2. 保証の対象となる 1 回の修理費用が保証限度額を上回る場合。
3. 保証の対象となる修理を履行する際、製造元の業務停止などの事由により修理が不可能となった場合。

■故障、事故発生時の報告義務■

故障、事故発生時にインターネットの事故報告フォーム、もしくは書面（FAX、郵送）にて事務代行会社に事故報告をして下さい。

事故報告のあった日付を故障、事故の起算日とします。口頭での事故報告は受け付けておりません。

■ご加入情報の変更の報告義務■

下記のご加入情報に変更があった場合、速やかに事務代行会社までご連絡下さい。

1. メーカー交換により、商品のシリアル番号（製造番号）に変更があった場合。（交換商品はメーカー、及び当店による無償交換に限ります。）
2. 氏名(氏名の変更は戸籍上の氏名が変わった場合、及び当規約の「保証の請求者」の 1.※) または、住所、電話番号の変更があった場合。

※ 変更の連絡が無く、登録内容不一致の場合には延長保証を受けられない場合がございます。

※ 登録内容の変更にあたり、変更を証明できる書類の提出を求める場合がございます。

■故障、事故発生後の手続きと保証の請求■

修理の手配、修理金額の見積もり等の修理に関わる手続きにつきましては事務代行会社が行います。事務代行会社の案内に従い修理を受けて下さい。当保証規約の「保証の対象とならない費用」や「保証の対象とならない商品」または「保証が受けられない場合」等を除き、ご加入者様のご負担なく修理サービスを受けることができます。

また、修理を受ける際には必要書類を事務代行会社に修理と同時にご提出いただきます。書類の提出がない場合には修理サービスを受けることができませんのでご注意下さい。

■保証期間修理後のパソコン修理について■

保証期間中に上記の事務代行会社の案内するパソコン等修理受付窓口にて修理を行なった場合において、保証期間終了後に再度当該パソコンに故障・破損が生じ、メーカーに修理を依頼した際に、メーカーや修理部品によっては修理代が割高になる場合がございます。

上記につきましてご同意をいただけない場合は、メーカーもしくはメーカーの正規指定修理業者にて修理をおこないます。ただし、お客様のご希望でメーカー、メーカーの正規指定修理業者に出した後に修理をキャンセルした場合、キャンセルの理由を問わず見積もり費用、キャンセル費用はお客様のご負担となります。

また事務代行会社の案内するパソコン等修理受付窓口にて修理をいただいたお客様につきましては、延長保証期間が終了した後もパソコン等修理受付窓口にて修理を承りますので、延長保証事務代行会社までご連絡ください。(延長保証期間終了後は有償修理となります。)

■他の保証との関係■

延長保証の対象商品が他の保険で担保されている場合、保証の支払額を調整させていただく場合がございます。

■間接損害■

上記「3 年延長保証制度の内容」にかかわらず、保証対象商品の使用不能に起因する損害賠償等については延長保証サービスの対象とならないものとします。

■保証の請求者■

保証の請求者は下記のとおりとします。

1. ご加入頂きました保証対象商品の所有者として登録されている加入者。

※ 対象商品を第三者に転売、譲渡された場合、請求権は譲受人に移転しません。

※ 上記にかかわらず対象商品がプレゼントとして個人と個人の間において無償で譲渡される場合には、ご加入日より 1 ヶ月以内にご通知をいただいた場合に限り、請求権は譲受人に移転するものとします。

譲渡をされた場合のご通知は、最終ページの「お問合せ、事故発生、譲渡等のご連絡先」の延長保証事務代行会社までご連絡をお願い致します。

■保証の対象とならない商品■

上記の「加入できる商品」にかかわらず、以下の場合には保証の対象とならないものとします。

1. ご加入頂いた商品情報と修理明細書の商品型番、シリアル番号（製造番号）に相違がある場合。

※ シリアル番号が無い商品の場合には、修理明細書の商品と住所が、ご加入情報の商品と住所に相違がある商品は保証対象外となります。

※ シリアル番号が無い商品の場合には、初回修理時に内部コードを当店及び事務代行会社にて登録させていただきます。同一商品の 2 度目以降の修理として処理する場合に、当該コードと一致しない商品は、保証の対象外となります。

（内部管理のため納品書にシリアル番号の記載はございません。メーカー保証書等をご参照ください。）

2. 修理依頼時に納品書の提示が頂けない場合。
3. 本体以外の消耗品、部品、付属品等。

※ 保証の対象となる商品の範囲は、商品の本体（パソコンの場合はディスプレイを含み、テレビ等は本体）のみとし、メーカー、当店が消耗品、部品（付属品含む）類と判断する本体以外のものは保証対象外となります。
詳細は別紙をご参照ください。

■保証が受けられない場合（次に該当する場合、保証は受けられません。）■

上記「3 年延長保証制度の内容」にかかわらず、以下に該当する場合は保証を受けることができません。

1. 「納品書」に記載されていない御買上げ商品の損害。
2. 御買上げより 3 年経過した後に生じた損害。
3. 事務代行会社に事前の相談無く修理を行った場合。
4. 故意、重過失による損害。
5. 盗難、紛失、置き忘れによる損害。
6. 消防署にて発行される「罹災証明書」のご提出を頂けない火災による損害。
7. ご登録の住所の家屋内以外の場所での火災による損害。
8. 設置、工事の原因による故障及び損傷。
9. 第三者の加害行為による損害。
10. 詐欺、横領による損害。
11. 使用上の消耗、経年劣化、商品の変質、電池の液もれ、錆び、カビ、変色、その他類似の事由またはネズミ食い、虫食いによる損害。
12. 使用上支障のない単なる外観上の傷、症状の出ない不良など。
13. 使用上の誤り、維持・管理上の不手際による不具合。
14. 埃などの異物混入で、部品交換を伴わない清掃等のみの修理。
15. 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、高潮、土砂崩れ等の水災による損害。
16. 地震、津波、噴火、および水害などの天変地異による故障及び損害。
17. 日本国外での使用による故障、及び日本国外で生じた事故による損害。
18. メーカー保証の対象となる損害、又はメーカーが契約上・法律上責任を負うべき損害。
19. メーカーがリコールを行った後の、リコールの原因となった部品及び部位により生じた損害。
20. 戦争（宣戦の有無を問わず）、外国、国内の武力行為、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これに類似の事変、又は暴動による損害。
21. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染されたものの放射性、爆発性、その他有害な特性による損害。
22. 差押さえ、徴発、没収、破壊、などの国、又は公共団体の公権力の行為によって生じた損害。
23. 御買上げ商品を勝手に加工、改造する事により生じた損害。
24. メーカーによる初期不良代品交換などで保証登録した製造番号が変わってしまったのに、事務代行会社にシリアル番号変更届けを出していなかった場合。
25. 製品の使用感、お客様のご都合等による損害や返品。
26. ハードウェアの故障以外の損害。（ソフトウェア不良、ユースウエア障害、ウィルスが原因による不具合。）
27. 汚れなど、部品交換を伴わない修理。（清掃、リカバリー、設定等で完了する修理）
28. グリス（油）切れによる騒音、異音などの故障。
29. 見込修理、予防修理、オーバーホール等。

■その他■

故障及び損害の認定などについて、当店及び事務代行会社と加入者との間で見解の相違が生じた場合、当店及び事務代行会社は中立的な第３者の意見を求める事ができるものとします。

当延長保証制度は、ご加入いただいた後、如何なる理由においても保証契約の解約、保証料の返戻は行わないものとします。

当規約は予告無く変更されることがあり、最新の規約を有効とさせていただきます。

■注意事項■

- 保証を受けられる方は、商品購入と同時にお申し込み頂いた方に限ります。
- メーカー交換の際は、商品の製造番号も変更される為、お手数ですが必ず事務代行会社までご連絡下さい。
（交換商品はメーカー、及び当店による無償交換に限ります。）
- 住所、電話番号等の変更があった場合にはお手数ですが必ず事務代行会社までご連絡下さい。変更届等のご連絡が無く、登録内容不一致の場合には延長保証を受けられない場合がございますのでご注意下さい。
- 当店より発行された納品書を無くされた場合には保証が受けられない事があります。保証期間内に紛失されないよう大切に保管ください。

【個人情報利用の目的】

お客様の個人情報につきましては、保険引き受けの判断、保険事故への対応（関係先への照会等の事実関係の調査や関係する損害保険について損害保険会社への確認を含みます）、保険金お支払い及び各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

＜別紙＞

3 年保証規約

■保証の対象とならない商品■

1. 消耗品、部品、付属品等。

＜消耗品＞

フィルター、（ごみ取り等）ネット、フィルターボックス、紙パック、替刃、網刃、カッター刃、替ブラシ、カートリッジ、パット、トナー・インク、ストーブ芯、点火ヒーター、パッキン、リング、冷媒ガス、稼働部分のベルト、パッド、管球類、イオン発生ユニット、レコード針、及びこれらと同等もしくは類似のもの。

＜部品、付属品類＞

外付けキーボード、入力用ペン、マウス、電池・バッテリー、AC アダプタ、ケーブル、外付けドライブ、外付けチューナー、カード類、メモリー類、リモコン（ホルダー、スタンド等を含む）、コントローラ、レシーバー、3D メガネ、スピーカー（シアターセットの場合はスピーカーの振動部）、ケーブル、コード、アンテナ、ランプ、ネジ、弁、ホース、かご、ブラシ、キャップ・カバー、ケース、バンド、ストラップ、取り外し可能なケース・容器・タンク等、鍵、シート、カップ、パット、マット、枕・クッション、充電器・充電台・置台、各種アタッチメント、及びこれらと同等もしくは類似のもの。

＜その他＞

炊飯器・ホームベーカリー	内釜、内蓋
クリーナー	ヘッド部分の破損、隙間・ふとんブラシ（ノズル）・お手入れブラシなどのアタッチメント、延長管
扇風機	ガード、羽根、ガード止めナットなどの部品類
電子レンジ・IH クッキングヒーター	焼き網、受け皿、排気パネル・カバー
ヒーター・ストーブ	クロスマット、フレームロッド、口金、油受け、電磁ポンプ
FAX・プリンター	記録紙カバー・トレー、プリンター部のヘッド、給紙カセット・自動両面ユニットなどの着脱可能部品、廃インクの吸収パッド及び周辺部品
カメラ・レンズ	シャッター幕及び周辺部品、レンズフード
照明機器	セード
その他	一定回数使用すると交換が必要になるもの及びその周辺部品、液晶のバックライト切れ、フラッシュやライト等、タッチパネル・液晶部分の汚れ・キズ、液晶の焼きつき

及びこれらと同等もしくは類似のもの。

その他メーカー、当店が消耗品、部品、付属品と判断するもの。

2. 単独の機能を有しない周辺機器等。
3. アクセサリー類。

以上

☆お問合せ、事故発生、譲渡等のご連絡先☆

延長保証事務代行会社 ： 株式会社バリュー・エージェント
コールセンター

Tel : 0120-917-022 Fax : 0120-917-060

お問合せフォーム URL : http://ins-gate.jp/warranty/repair/

営業時間 ： 9:00～18:00 年中無休 (年末年始を除く)

※ 故障・破損等のお問い合わせや事故のご連絡は上記「お問い合わせフォーム」または下記をご記入いただき FAX にてお願い致します。
※ またその他のお問い合わせにつきましては、上記お電話でも承っております。

FAX ご連絡票

(FAX でお問い合わせをご希望される方は下記をご記入ください。)

ご報告日	年 月 日	
FAX 番号	ー ー	
ご加入者名	フリガナ	
	お名前	
ご加入者様 ご連絡先	お電話番号	ー ー
対象商品	製造番号 (シリアル No)	
	延長保証 加入番号	
お問い合わせ内容 事故の概要など		

上記をご記入いただき、下記まで FAX をお送りください。

FAX送り先
PC ボンバー ワンステップ延長保証 事務代行会社

株式会社 バリュー・エージェント **FAX：0120-917-060**